

“ふじのくに” 士民協働事業仕分け結果（事業別個表）

事業番号	27	事業名	高齢者介護実習・普及事業費
------	----	-----	---------------

1 基本情報

実施日／班名	10月16日 第3班	時間	11:40～12:30
担当課名	健康福祉部 介護保険課	事業費	31,607千円

2 判定結果

仕分け結果		県民評価者判定内訳(人)										
国・市町実施	判定区分別	行政関与不要	0									
		行政関与必要	⑳	国・市町実施	⑪							
	判定理由別			県実施	9	<table border="1"> <tr> <td>抜本見直し</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>一部見直し</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>現行・拡充</td> <td>0</td> </tr> </table>	抜本見直し	6	一部見直し	3	現行・拡充	0
		抜本見直し	6									
一部見直し	3											
現行・拡充	0											
		仕分け結果と同一区分を判定した県民評価者の主な判定理由内訳(人、複数回答有)										
		・市町で実施した方が効率的・効果的		10								
		・市町でも実施できるため市町の主体性に任せるべき		8								

3 具体的な見直し・改善策又はその他意見

<p><国・市町実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町で講座を実施しているのであれば、県で実施することはない。 ・静岡市のみセンターがあるが、他の地区からわざわざ講座を受けに来るような人は少ないと思う。 ・市町で住民福祉・社会福祉・地域包括支援センター等が介護講習講座や相談、個別指導等をしており、身近で受けやすい。 ・委託事業は不必要としてほしい。センターは遠い県民が多いのではないのでしょうか？ ・本事業は地域包括センターと重複している内容が多いため、包括支援センターのない地域は早急に増設し、市町に主権を与えたほうが良いと考える。県内における地域包括センターの業務を拡大して、介護そのものをなるべく地域・市町主体で行うべきと考える。ただし、県は市町に予算等の面でのバックアップを行ってほしいと思う。 ・高齢化社会になって介護実習・普及は必要。問題は市・町と二重行政になっている点。 ・財団法人しずおか健康長寿財団の理事長と介護実習・普及センターの所長との関係はどうなっていますか。センター所長退職後は財団理事長へ転出ですか？ ・市町で実施すべきであり、既に実施している。 ・市町でやっていく(やらせる)という方向での取組が必要。センターは必要なし。 ・県の健康福祉センター単位でサポートがあれば足りると思います。 ・他県も静岡県以上に地域格差がある所でも廃止している。その考え、効果の事例研究をしていますか。廃止をした人や他県で大きな問題になっていますか。 ・残すとすれば指導者向けにしぼるべき。
--

- ・ このような事業をやめていかなければ、やめていく事業はないと思います。
- ・ 市町でやっていないところの支援、やらないのは(やれないのは)なぜか。やるべきことは市町がやるべき(地域包括支援センターの仕事)。
- ・ 重複することはやらない。
- ・ 介護に係る専門職に対する研修は介護福祉士養成施設を活用する(施設は東・中・西にあり定員充足率が足りていないなら施設の有効活用できるのでは)。
- ・ 市町でできないところは介護福祉士養成施設に委託できないのか。
- ・ 委託先(財)しずおか健康長寿財団 どんな組織なのか(天下り?)
- ・ 財団法人のために続けているのでは? 県がやる意味がわからない。
- ・ 市町がやっている所とやっていない所があるということなら、指導的立場は県がとる必要があると思う(トップダウン)。
- ・ 講座は小さなグループで行うといろいろな事が理解しやすい。(市→町→組)
- ・ 効果が不明であり、市町でもやっているものであるのに、無理にメニューを作っている印象がある。
- ・ 市町の試みに対し、支援金を出す、又は地域の小さな団体(NPO など)にも支援金を出す。その方が目的である“国民全体で高齢社会を支える”に叶う。
- ・ 大義(目的)は理解できるが、これだけの費用と手間をかけるだけの効果があるのか疑問。そもそも効果というのは受講者の感想ではわからない(どの程度、何についての知識獲得が必要なのかわからないため、“今はこの程度でよい”と答えているのでは)。
- ・ 重複している場合、民間企業では片方を潰してしまう。県介護実習・普及センターは廃止すべき。

<県実施(抜本見直し)>

- ・ 本来、本事業は、地域包括支援センターが実施すべき事業ということか。それを(財)しずおか健康長寿財団に委託しているということか。説明がはっきりしない。
- ・ センターを設ける意味がないのなら、事業としてなくて良い。
- ・ 市町の不足分を県が補うのなら、「出前講座」だけでよいのでは(固定資産をなくす努力?)。
- ・ センターの人件費を削って、事業番号26(介護福祉士修学資金貸付金)に回したほうがよい。(→2,000万、事業26のH20実績の予算規模)
- ・ やった方が良いが、いきすぎて二重の予算をかけているなら、やめるべき。
- ・ 担当部署を地域包括センター担当の部署に変更のうえ、縮小を図るべき。
- ・ 講座の実施状況・内容を把握し、県内での格差を減らすとともに、レベルアップ(満足度向上)を狙う。地域包括センターの機能向上。
- ・ 受講者側の目で考えていないと感じた。
- ・ 「私たちはここまでやった」というが、方向性が違っているのではないか?
- ・ 市町に地域包括支援センターに設置されており活用すべきで、逐次市町村センターに移行すべき。
- ・ 経費の60%は人件費で使用しているが、センター職員の一部を県職員等で代行を検討。
- ・ 県より市町に移管の必要あり。県は総括のみでよし。
- ・ 県と財団との重複事業(介護講座等)があると思うので、改善・見直しが必要。

<県実施(一部見直し)>

- ・ 県民に対し、介護講座を行政が行う必要性、ニーズはあり→行政関与必要
実施主体は市町本来で県は補完として県実施の必要性あり→県実施
ただし、県の講座の取捨選択はすべき。

- ・ 地域包括支援センターの運営補助や市町との調整等も必要。
- ・ 出前講座は有効に使ってほしい。その他、講座の見直しは毎年必要(単独の町で開催が難しいところ、財政面で講師を呼びにくいなど)。
- ・ 委託事業の人件費がふさわしいかどうかは検討すべき。
- ・ センターとしての施設が、ここまで立派である必要があるとは思えない。東部(伊豆)に住んでいると、足を運ぶことがなく、静岡市での介護サービスも充実していると思う。